

日本 ADR 協会において実施したアンケート結果（執行力関連）の概要

1. 2011 年 6 月に実施したアンケート

(1) 概要

・ 調査対象

約 170 の ADR 機関

・ 回答数

86 件（弁護士会 6、司法書士会 6、行政書士会 24、土地家屋調査士会 31、社労士会 4、士業団体以外 15）

(2) 関連する設問

問 20 「認証制度に」問題点があるとお考えの場合、どの点に問題があるとお考えでしょうか（複数選択可）。

認証の際及びその後の手続的な負担が重いこと

認証の要件が貴機関における ADR の理念や実態に合致していないこと

機関に対する財政援助がないこと

人材養成の仕組みがないこと

政府としての広報活動が十分ではないこと

執行力の付与など法的効果が十分ではないこと

裁判所・官庁・他の ADR 機関との連携がないこと

法律扶助の対象でないこと

時効中断効のゆえに請求の特定作業の手続的な負担が重くなること

その他

問 21 現在の認証制度についての改善を要望される場合、具体的にどのような事項の改善を要望するか、お書きください。

(5) 執行力の付与を要望する場合、仲裁判断のように、裁判所の決定を得る等の手続を経るという前提でよいでしょうか。そうでない場合、想定される仕組みをお書きください。

(3) 回答状況

問 20 問題点があるとお考えの場合、どの点に問題があるとお考えでしょうか（複数選択可）。

問 20 問題点があるとお考えの場合、どの点に問題があるとお考えでしょうか（複数選択可）。										
選択肢	a. 認証の際及びその後の手続的な負担が重いこと	b. 認証の要件が貴機関におけるADRの理念や実態に合致していないこと	c. 機関に対する財政援助がないこと	d. 人材養成の仕組みがないこと	e. 政府としての広報活動が十分ではないこと	f. 執行力の付与など法的効果が十分ではないこと	g. 裁判所・官庁・他のADR機関との連携がないこと	h. 法律扶助の対象でないこと	i. 時効中断効のゆえに請求の特定作業の手続的な負担が重くなること	j. その他
回答数	42	10	42	23	40	26	30	28	12	6
比率(*)	67.7%	16.1%	67.7%	37.1%	64.5%	41.9%	48.4%	45.2%	19.4%	9.7%

* 問題点があるとお考えの62回答中。

問 20 問題点があるとお考えの場合、どの点に問題があるとお考えでしょうか（複数選択可）。（業界別内訳）										
選択肢	a. 認証の際及びその後の手続的な負担が重いこと	b. 認証の要件が貴機関におけるADRの理念や実態に合致していないこと	c. 機関に対する財政援助がないこと	d. 人材養成の仕組みがないこと	e. 政府としての広報活動が十分ではないこと	f. 執行力の付与など法的効果が十分ではないこと	g. 裁判所・官庁・他のADR機関との連携がないこと	h. 法律扶助の対象でないこと	i. 時効中断効のゆえに請求の特定作業の手続的な負担が重くなること	j. その他
土地家屋調査士会	14 66.7%	2 9.5%	19 90.5%	10 47.6%	16 76.2%	10 47.6%	10 47.6%	13 61.9%	5 23.8%	1 4.8%
行政書士会	11 52.4%	6 28.6%	12 57.1%	7 33.3%	11 52.4%	9 42.9%	8 38.1%	6 28.6%	2 9.5%	4 19.0%
司法書士会	3 60.0%	1 20.0%	2 40.0%	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	4 80.0%	3 60.0%	3 60.0%	0 0.0%
弁護士会	5 83.3%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%	3 50.0%	1 16.7%	1 16.7%
社労士会	3 75.0%	0 0.0%	2 50.0%	3 75.0%	3 75.0%	2 50.0%	3 75.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
士業団体以外	6 85.7%	1 14.3%	5 71.4%	1 14.3%	5 71.4%	3 42.9%	3 42.9%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%

自由記述：他士業団体（特に行政書士会）を中心に、認証要件としての弁護士の関与の要求をより柔軟なものとするべきであるとのコメントが少なくなかった。また、認証のハードルが高いのと比較してメリットが少ない、との指摘があった。他方で、現状程度の手続負担に耐えられない機関は認証に値しない、との指摘もあった。

問 21 現在の認証制度についての改善を要望される場合、具体的にどのような事項の改善を要望するか、お書きください。

(5) 執行力の付与を要望する場合、仲裁判断のように、裁判所の決定を得る等の手続を経るという前提でよいでしょうか。そうでない場合、想定される仕組みをお書きください。

自由記述：執行力は必要でないと意見と裁判所の決定を得る等の手続による執行力の付与を望む声があるが、後者の方が若干多い。ただし、条件付きの回答や裁判所の関与ではなく、

公正証書のしくみを取り入れるべきという意見もある。他方で、対話促進型と執行力の関係について触れている意見、特別立法で一定のADR機関における和解契約書に債務名義を付与するとの意見もあった。

2. 2017年12月から2018年1月にかけて実施したアンケート

(1) 概要

・調査対象

協会会員、認証ADR機関、協会が2017年11月に実施したシンポジウム参加者に送付するほか、協会ウェブサイトに掲載して回答を募った。

・回答数

65件（士業系ADR機関（上部団体、連合会等を含む）53、その他のADR機関（業界型を含む）9、個人3。回答者中、59件は認証事業者）

(2) 関連する設問

問12 提言7. ADRにおける和解合意に対する執行力の付与

【提言】

ADRにおける和解合意に対して、当該認証ADR機関の選択により、裁判所の執行決定による執行力の付与を可能とすべきである。

執行力付与が可能なADR機関において、執行力を伴う条項を含む和解合意をする際には、当該条項に関して当事者が執行を受諾する旨の文言を要求することにより、強制執行の可能性についての当事者の意思を確認するものとすべきである。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

(3) 回答状況

賛成44、反対9、その他12（無回答を含む）

【自由記載】（回答者の特定につながる事項に関して表現を一部調整した）

（賛成）

- ・「賛成」と「反対」と意見が僅差であった。（士業系機関）
- ・対話促進・和解支援の観点より専門家としてのADRを目指す場合、執行力の付与をいただくと、専門家ADRの利用が増えることが想定されると考えます。（士業系機関）
- ・執行力を争うことができる規定を設けるべきである。（士業系機関）

- ・対話促進型調停を採用している以上、必要性を高く感じているわけではないが、利用者の利便に資する、選択肢が増える、という意味で消極的賛成である。（士業系機関）
- ・ADRの場で協議をした結果、和解した。それにもかかわらず、相手方が履行しない場合に「直ちに強制執行できない」というのは、民事上の和解契約の法的効果を知らない一般国民には驚きでしかないであろう。履行がなされない場合、さらなる手続きが必要となればADRの簡易・迅速性が損なわれる。ADRの利便性をはかるためには、認証ADR機関での和解に執行力の付与をするべきである。（士業系機関）
- ・ある種の条件（当事者の意思確認や問10の弁護士との連携など）を設けたうえで、ADR事業者及び当事者の意志により、和解合意を債務名義とする能力を、ADR事業者は有するべきである。当然に金銭等の給付に限定されたものでは不足である。（士業系機関）
- ・各認証ADR機関の選択において裁判所の執行決定による執行力の付与をしても構わないと思います。（士業系機関）
- ・特には困っていないが反対する理由もない。（和解書を反故にする事業者なら始めから利用に同意しない、又は和解に同意しないため）（その他機関）
- ・利用相談において、相談するものの調停センターを利用しないという結果になる理由として「執行力がないこと」が多い。執行力が付与されれば、利用増進の事由になると思う。（個人）

（反対）

- ・各機関の自主性を尊重し、和解合意のスタンスまでで良いのではないかと思う。（士業系機関）
- ・執行力を付与するに際し要件が重装備になるのであれば逆効果である。（その他機関）
- ・記載なし（士業系機関5、その他機関2）

（その他）

- ・何でも執行可能にすることがいいとは限らない。（士業系機関）
- ・将来的に可能かどうか、多くの意見を聴取したうえで、慎重に検討すべきである。（士業系機関）
- ・合意事項の履行を確保することは、信頼に関わる部分で重要だが、合意に至るまでのアプローチがADRの魅力を支えている。（士業系機関）
- ・当事者双方の自主性の基づく解決が民間ADRの特徴の一つであると認識しており、執行力の付与が必ずしもADRの活性化につながるとは考えていない。（士業系機関）
- ・一定の厳格な要件を備え、権限を付与された特定認証ADR機関を前提とするのであれば、そのような制度もあってよいと思われる。少なくとも一般的な制度とすべきではない。「真正に適正な執行力付与ができるだけの実力・実態」のないADR機関の方が多いと思われ、そのような未成熟な機関にまで、設題のような権限が付与されるのは時期尚早である。（士業系機関）

- ・当事者双方が望む場合に限る。（士業系機関）
- ・賛否いずれともいえない。（士業系機関）
- ・執行力付与を可能にするには、ADR 機関が、より法的な意味で厳密な手続が求められると予想される。多くの場合、ADR 推進のためにまず必要なことが、執行力付与とは依然として思えない。養育費のような長期にわたる債務には必要となることは理解は出来るが……（個人）